

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体としての指定を取り消す旨の届出があった。

平成25年12月19日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 前田 富雄

### 法第19条第3項による資金管理団体取消届

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
久間 章生	衆議	長崎政経調査会	南島原市加津佐町己 2652-10	久間 章生	平成25年11月29日